

南部六郎殿御書

文永八年五月一六日 五〇歳

眠れる師子に手を付けざれば瞋いからず、流れにさを竿をなみ立てざれば浪立たず、謗法かしゃくを呵責せざれば留難なし。「若し善比丘あって法を壊る者を見て置いて呵責せずんば」の置の字を畏をそれずんば今は吉し、後を御らんぜよ、無間地獄は疑ひ無し。故に南岳大師の四安楽行に云はく「若し菩薩有って悪人を將護して治罰すること能はず、其れをして悪を長ぜしめ善人を悩乱し正法を敗壞せば此の人は実に菩薩に非ず。外には詐侮を現じ常に是の言ことばを作さん、我は忍辱にんにくを行ずと。其の人命終して諸の悪人と俱に地獄に墮ちなん」云云。十輪經に云はく「若し誹謗の者ならば共住くじゅうすべからず亦親近せざれ。若し親近し共住せば即ち阿鼻地獄に趣かん」云云。梅檀の林に入りぬれば、たをらざるに其の身に薰ず。誹謗の者に親近すれば所修の善根ことごと悉く滅して俱に地獄に墮落せん。故に弘決の四に云はく「若し人本もと悪無けれども悪人に親近すれば後に必ず悪人と成りて悪名天下にあまね遍し」云云。

凡そ謗法に内外あり。国家の二是なり。外とは日本六十六箇国の謗法是なり。内とは王城このえ九重の謗是なり。

此の内外を禁制せずんば宗廟社稷そうびょうしゃしよくの神に捨てられて、必ず国家亡ぶべし。如何と云ふに、宗廟とは国王の神たましいを崇む。社とは地の神なり。稷とは五穀の総名、五穀の神なり。

此の両の神、法味に飢餓て国を捨て給ふ故に国土既に日々に衰滅せり。故に弘決に云はく「地広くしてことごと尽く敬すべからず。封じて社と為す。稷とは謂はく五穀の総名にして即ち五穀の神たましいなり」と。故に天子の居する所には宗廟そうびょうを左にし、社稷しゃしよくを右にし、四時五行を布き列ぬ。故に国の亡びるを以て社稷を失ふと為す。故に山家大師は「国に謗法の声有るによて万民数を減じ、家に讚教の勤めあれば七難必ず退散せん」と。故に分々の内外有るべし。

五月十六日

日 蓮 花 押

南 部 六 郎 殿